

令和4年11月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和4年11月総会

萩市農業委員会総会議事録

11月17日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第82号 農用地利用集積計画の決定について
議案第83号 事業計画変更承認について
議案第84号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第85号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第86号 現況確認書の交付について

○出席委員(19名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 横山喜一郎 | 2番 田村廣 |
| 3番 草野隆司 | 4番 藤田芳昭 |
| 5番 松田由美子 | 6番 中野恵子 |
| 7番 長富繁美 | 8番 品川民雄 |
| 9番 原川久美子 | 10番 鈴川肇 |
| 11番 矢次利典 | 12番 原田知美 |
| 13番 守永正範 | 14番 金子哲也 |
| 15番 大石博則 | 16番 岡崎弘明 |
| 17番 烏田茂夫 | 18番 尾木武夫 |
| 19番 片岡兼雄 | |

○議事録署名委員

- 12番 原田 知美 13番 守永 正範

○議 事

事務局長 ただいまから、令和4年11月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、19名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。
本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。
議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、12番 原田委員、13番 守永委員にお願いいたします。
なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第79号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第79号第1項について説明いたします。議案は、2ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

11月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積728㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は14,989㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●にございます。ここが●●●ですが、ここに●●●が架かっておりまして、その近くの●●●の隣にある畑にございます。拡大しますと、ここが●●●ですが、ここに文化財指定の●●●がありまして、それに隣接するかたちで畑にございます。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため、農地の管理が難しく以前から処分を検討されていて、譲受人の●●●さんは規模拡大を考えておられたところに、●●●さんからお話があったためこれを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は10年です。年間農作業従事日数は、ご本人が100日、奥様が250日、息子さんが300日、息子さんの奥様が250日となっております。

営農計画ですが、現在●●●さんはブドウの栽培をされていますが、申請地では冬場に収穫できるものを作りたいということで、柑橘類を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈モア1台、草刈機2台、スピードスプレイヤー1台、運搬車1台、配達車1台を保有されています。

現地の写真ですが、所有者さんに了解を得て、今現在すでに何本か柑橘を植えられている状況です。元々、植えてあった橙は抜いて新しくほかの柑橘を植えられる予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第16番 この件につきまして、11月2日に、●●●委員と事務局3名と私の5名で現地確認をいたしました。詳細については今事務局から説明があったとおりでございます。そして現地は写真のとおりでございます。以前、●●●のところの現況確認が出たときに、数本植えてありましたけれども、それ以降1ヶ月の間に苗が植えてありました。これは双方で話し合いのうえで、柑橘類は早めに植えないと冬になったら苗が付きにくいということで植えられたようです。この地区は●●●に近いところございまして、きちんとした整備、そして柑橘がなるということで、ここは甘夏ではなくて、ぶんたん系のものと、スイートスプリング系のような柑橘が3、4種類植えてあると聞いております。管理については●●●さんも、少し足腰が悪くなっているようで、息子さん夫婦が中心になってやられると聞

いておりますので、景観的にも荒れることもないということで、よいことと思いますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。第2項については、先月空き家に附属する農地の指定を受けた農地になっております。

(スクリーンに位置図を表示)

10月4日、●●●委員さん、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、●●●から東へ約1.5km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積122㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は0㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●があるあたりの●●●の近くになります。ここに●●●、ここに●●●がありまして、●●●に行く駐車場を曲がってここが申請地でございます。空き家がここにありまして、その後ろの川沿いにある122㎡の農地でございます。●●●のそばになります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため、農地の管理が難しく、空き家とともに萩市空き家バンクに登録され、譲受人の●●●さんは●●●さんの空き家を気に入られたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は0年です。年間農作業従事日数は、ご本人が80日の予定となっております。

営農計画ですが、申請地では自家消費目的でトマトやナス等の野菜を栽培されるご予定です。

農機具の保有状況ですが、必要なものを適宜購入して、自宅倉庫に保管される予定です。

現地の写真ですが、このような感じで、こちらが川になりますが、家の裏のこういった川沿いの農地になっております。そしてこれが空き家になります。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第14番 この件につきまして、10月4日に、今事務局が説明したように、事務局3名、空き家バンクの担当職員、私の5名で現地確認を行っております。これは10月の総会で承認済みということです。農地は面積が122㎡ということで、家庭菜園をするにはちょうどよいくらいの面積かなと思っております。また隣接する農地もありませんし、空き家に附属する農地の条件も満たしておりますので何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 譲受人は何歳ですか。

事務局 譲受人は●●●歳です。

議長 まだ若いですね。こちらに来られてこちらでこういった仕事をされるのですか。

事務局 どういった仕事をされるかについてはお聞きしてないのですが。

議長 ●●●であったのは、こちらに来られてリモートワークで仕事をされるということで、若い方が来られて●●●の平均年齢がちょっと下がりました。

議長 長 では、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議長 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 長 第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月8日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約200m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,143㎡外1筆で、合計で5,199㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は208,854㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●の近くでございます。ここに●●●の●●●がありますが、少し右に行ったところ、ここに●●●がございます。その近くに●●●がありまして、その裏側に申請地がございます。●●●がここにありまして、線路を挟んでこの2筆になります。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢のため農地の管理が難しく後継者もいないことから処分を検討され、譲受人の●●●さんがこの申出を了承されたため、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は5年です。年間農作業従事日数は、ご本人が300日、奥様が150日となっております。

営農計画ですが、申請地では水稻を作付けされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター6台、田植機4台、コンバイン5台、軽トラック2台、2tダンプ2台、4tクレーントラック1台を所有されています。

現地の写真ですが、こちらが道から撮った写真ですが、この手前側も●●●さんが借りられている田んぼで、所有者さんの了解を得て、あぜを取って、3枚の田んぼが1枚になっている状態です。このあたりが申請地になっております。上側のこちら側についても、まわりも●●●さんが借りておられて、こちらもあぜを取っていますので、こんな感じでこの一番手前のこのあたりが申請地でございます。申請地とほかの田んぼが一体化しているような状態で、かなり広い田んぼになっております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第18番 ただいまの事務局の説明があったとおりでございます。●●●さんは皆さんもご存じと思いますが、5年ほど●●●の方へ出ておりましたけれど、●●●に帰られて農業をするということで、大変期待をしている青年でございます。個人の大型経営で約34ヘクタール耕作をしているということで、広い面積を●●●さんが夫婦で二人、それとお父さんが手伝いをして、ほかに忙しいときに短期間雇用するということで現在やっておられます。なかなか農業も厳しいですが、譲渡人の●●●さんが後を継ぐ者もないということで、土地を購入して欲しいという申出に●●●さんもちょっと考えられましたが、了承され購入をされました。若い担い手の方がこのようなかたちで経営を大型化していくことは最も必要なことと思っております。周辺も小作契約で水田の経営をしております。是非、すすめてお願いをしたいと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(●●●委員挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第12番 ●●●です。先ほど説明の中で、あぜをとっばらうという話しがあったのですが、あぜをとっばらう行為というのは何か問題があるのかなのか、お伺いしたいと思います。私らも3反町が1反と2反に分かれているときはあぜをとっばらう行為はやるのですが、制度として何か問題があるのかお聞きします。

事務局 今●●●委員さんからご質問をいただきましたけれども、●●●委員さんがおっしゃるように、あぜをとばすというのは農地の形状変更ということになりますので、本来であれば届出をしていただいてからやっていただくのが正しいかたちでございます。●●●さん以外にも広いところをやっておられる方がいらっしゃいますが、その時も届出は出されておられませんので、お願いをしないといけないところですが、現実やっちゃっておられるので、それを農業委員会の方で、けしからんというかたちでお願いはしていません。ただこういうことは、実際ほかの地域でもみなさんやられていると思います。農地法の関係を知っておられる方は事前に相談いただいて、届出をしていただくようお願いしておるところですので、委員のみなさんも、ご自分の担当の地域でこういう農地の形状変更があれば、届出をしていただくようお願いをしていただきたいと思います。

議 長 ●●●委員、よろしいですか。

第12番 はい。ありがとうございます。

議 長 ●●●さんは●●●から帰ってきて、地元の土木関係の会社に勤められて、土木の経験があったため自力であぜを取り除いて整地してやっておられるように聞いております。

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南へ約1km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積280㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,846㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため農地の管理が難しく、申請地の近隣にお住まいの●●●さんに農地を譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは家の近くの農地であるためこの申出を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は40年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日となっております。

申請地ですが、ここに●●●さんのご自宅がありまして、●●●という農業法人をされている方ですが、ご自宅のそばにある農地で、登記地目は田ですが現況は畑のようになっています。

営農計画ですが、申請地では野菜の栽培をされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植機、草刈機、動力噴霧器、軽トラックを所有されています。

写真ですが、現在は荒れていて草が生えた状態になっていますが、こちらの方で野菜の栽培をされると聞いております。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第11番 11月9日に、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員、事務局2名と私の6名と●●●司法書士さんに立ち会ってもらって

現地確認をしております。詳細につきましては事務局の説明のあったとおりでございますが、写真で見てもらったように少し荒れていますが、面積も少ないですし、草刈りをして鋤けば問題ないものと思っております。何ら問題はないと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 画面の方にトラブルが起きておりますので、説明できるところから説明させていただきます。それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ約1.5km、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,333㎡外4筆、合計で11,118㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は101,297㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農地の管理が難しく、現在●●●さんのお父様に貸し出している農地を譲りたいと考えられ、譲受人の●●●さんは現在ご家族で耕作している農地であるためこの申出を了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は20年です。年間農作業従事日数は、ご本人が200日、お父様が200日、お母さまが200日となっております。

営農計画ですが、申請地では現在に引き続き水稻を作付けされるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクター、コンバイン、乾燥機、田植機、草刈機、動力噴霧器、軽トラックを所有されています。

5筆ありますが、今現在も借りて耕作されているということで、問題はないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 5 番 この件につきまして、11月9日、農業委員、推進委員、事務局、譲受人の●●●さんとで現地確認を行いました。画面には出てないですが、基盤整備された大きな田んぼでありました。引き続き●●●さんが一括して管理されるということで問題ないかと思

います。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

こちらにも●●●の農地になっております。

11月9日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北東へ約2.3km、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積179㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は3,250㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●の●●●から道路を挟んで、向かい側に譲受人の●●●さんのご自宅がありまして、その隣にある畑でございます。●●●さんは移住されてこられて、ワインを作りたいということで、●●●でブドウの栽培を開始されている農家さんです。

申請の理由ですが、譲受人の●●●さんは、申請地に隣接する元々譲渡人の●●●さんの所有だった空き家を購入し居住されていて、空き家に隣接する畑を利用したいと考えられ、譲渡人の●●●さんは県外にお住まいで農地の管理が難しく、●●●さんからの申出を了承されたため双方連名により本申請に至ったものでございます。本来でしたら空き家の購入時に空き家に附属する農地として一緒に購入ができたものではあります。空き家バンクに登録したときには別の方が先に買って、その方から●●●さんが空き家を購入したかたちになっておりまして、畑の所有者と、空き家の所有者が別だったために空き家の購入時に購入できずに、●●●さんがブドウの栽培を開始されて耕作面積が3,000㎡以上になったことによって、今回申請されたものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は2年です。年間農作業従事日数は、ご本人が240日となっております。

営農計画ですが、申請地ではブドウを作付けされるご予定です。すでにブドウが植えられておりました。

農機具の保有状況ですが、乗用モア2台、耕運機1台を所有されています。

写真ですが、ここの向かいが●●●ですが、ここが●●●さんの所有だった、今現在、●●●さんが住んでいらっしゃるご自宅でございます。ここが申請地になっておりまして、このあたりにすでにブドウが植えられています。こういった感じで、ワインの品種のブドウが植えられておりました。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 5 番 この件につきましても、11月9日に、●●●さん立会いのもとで、現地確認を行いました。ワイン用のブドウを栽培されるということで移住してこられました、●●●の方で就農をされています。今積極的に活動をされているそうです。問題はないと思われまので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第7項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

11月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から西へ約200m、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,303㎡です。譲受人は●●●の●●●さん

で、耕作面積は3,352㎡です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

現地の場所ですが、●●●の●●●がここにありまして、このあたりが●●●になりまして、川を挟んでこのあたりが申請地になっております。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外にお住まいのため農地の管理が難しく、後継者もないことから処分を検討されていて、譲受人の●●●さんは規模拡大を考えられていたところに、●●●さんからお話があったためこれを了承され、双方連名により本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、農業経験年数は30年です。年間農作業従事日数は、ご本人が150日、奥様が30日となっております。

営農計画ですが、申請地では隣接する●●●さんの自己所有地と合わせて水稻を作付けするご予定です。

写真ですが、これが申請地になりますが、この横の田んぼが譲受人の●●●さんの田んぼになりますので、一緒に耕作される予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機1台、草刈機2台、田植機1台、コンバイン1台、ハーベスター1台を保有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第13番 この件につきまして、11月2日に、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と購入者の●●●さんと私で現地を確認いたしました。内容につきましては事務局の説明のとおりですが、現在●●●さんは●●●の方に住んでおられて、残念ながら●●●の家は空き家となっております。●●●さんは農機具を持っておられない家でございます、田んぼの所有だけでございます。この田につきましては●●●さんという方が作っておられましたが、今年奥さんを亡くされ、又お父さんも亡くされやる気を失われまして、今回契約が切れるということで残念ですが今年やめられました。ちょうど●●●

●さんが隣の田の持ち主で、●●●道路沿いで2反くらい作られており、本人もかなり有名なはず掛け米で今頑張っておられまして、もう少し拡大したいということで契約がトントン拍子に이었습니다。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第7項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第80号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第80号第1項についてご説明します。議案は5ページです。画面の方ですが、先ほどお配りした図面の方をご覧ください。

1月2日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東630mに位置する第1種中高層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団農地で農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、転用面積は2,165㎡の内331㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんです。

位置ですが、図面の上方に●●●がございまして、西側の方に国道●●●号線や●●●があるあたり、下に●●●があるあたりの、周囲は畑と転用によって開発された住宅地が混在した場所となっております。

写真の説明ですが、こちらが道路側から見た写真です。畑は大半が休耕状態でございます。1枚めくっていただきまして、こちらが南側からの写真、こちらが反対の北側から撮った写真です。3枚目の人が写っている写真が北側の道路部分、こちらは、北側の果樹畑

となります。1枚めくっていただきまして、南側からは草で見えなかったのですが、奥に行くと無断転用のドッグランが設置されておりました。こちらは、今回の転用申請地に一部かかるため、現状回復により撤去される予定です。始末書も添付されております。

転用目的は、道路（延長60m）の新設です。●●●さんは、現在●●●歳で高齢のため、収穫物運搬の際に自家用車が近場まで行ける道が欲しいということと併せ、近隣の農業従事者も農道が狭いので自家用車が通行できるように計画され、道路新設するものでございます。

隣接農地の関係ですが、申請地の北側、東側は申請者の畑に接し、南側は申請者の畑及び公衆用道路、西側は申請者の畑及び公衆用道路に接しております。転用後の周辺の農地の進入路も確保されており問題ありません。

次に配置図ですが、幅員5mの砂利道の公衆用道路（延長60m）及び道路側溝、計331㎡を整備される計画です。南側の既存道路付近はアスファルト舗装される計画で、既存の私道4mに接続し転用後の道路幅は5mになります。

申請地以外の畑部分は、北側の果樹畑を除き、現在は果樹は植えられておりませんが、転用後は、これから果樹を植え果樹畑として管理される計画です。

なお、こちらの道路新設は、図面でも見られるとおり、敷地内側溝や道路隅切りを設け、将来的な宅地への転用も見越した道路の新設に見て取られますが、関係機関に確認したところ、自己の所有農地の中に、道路を整備することについては、目的どおり整備して使用するのであれば、転用自体には何ら問題ないことが確認できましたので、申請を受け付けたものでございます。

用排水計画ですが、雨水は、新たに側溝を新設し、南側の既存公衆用道路に新設する暗渠排水管を通じて、南側の既存側溝から末端の農業用水路に放流し、汚水は発生しないため適当です。

なお、雨水の末端の農業用排水路への放流について、水利権者の承諾書が添付されており問題ありません。また、南側の既存公衆用道路の暗渠排水管の新設について、一部に赤線が含まれておりますが、こちらについても、市の農林水産整備課に法定外公共物占用等許可申請書が提出されており、許可の見込みも確認しておりますので、問題ありません。

被害防除計画ですが、道路工事部分は、80cm程度表土を入れ替え、造成を行い、砂利及びアスファルト舗装により整地を行うため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、11月2日に、事務局2名、●●●委員と私の4名で現地確認をいたしました。内容につきましては事務局から説明があったとおりでございます。迷ったところと言えば、中に入ってみるとドッグランが作っており、これは撤去ということになりました。ご覧のように畑の真ん中に5mの道がつくわけですが、これも私が思うに高齢でございますので、将来を見据えた宅地転用のための道路と考えられますが、それも許可してよろしいということでございます。この地域は開発が少しずつ進んでいる地域でございます。道が入り組んでいて、道に迷うようなところでございます。歳をとって、将来この地域のことを思って、大きな道を付けられるようにしようということですので、この地域の開発がいずれされると思いますので、それについてもよく考えていただいたなということで、本人も高齢で、奥側に果樹園がありますが果樹を出すのにも必要です。又、新しく南側には果樹を植えられるということで、これも道が必要になります。車の出入りがしやすくなるので、良いことではないかと思えます。このあたりのことを考慮いただきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第81号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第81号1項についてご説明します。議案は7ページです。

11月2日、●●●委員さん、●●●委員さんと事務局で現地調査を行いました。

こちらの申請は、令和4年2月15日付けで農地法第5条許可を行いました農地の計画変更及び農地法第5条の許可申請となります。

申請地は、●●●から北東1kmに位置し、第1種中高層住居専用地域にあり、過去に公共投資の対象となっておらず、周囲は宅地に囲まれた農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

地番は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は1,249㎡です。宅地部分の一体利用地を含めた全体面積は1,520.7㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

位置は、●●●や●●●がある国道●●●号線の東側の住宅街にある孤立した農地となります。

写真ですが、1枚めくってください。こちらに4枚写真を載せております。1枚目の道路を挟んで右側が●●●の●●●となり、申請地は、その道路を挟んで真正面の許可済み地となります。写真4枚目が既存の南側にある●●●さんの駐車場20台分になります。完成後は、この写真と同じようなフェンスで囲まれたアスファルト舗装の駐車場を整備される計画となっております。

転用目的は駐車場45台分の整備です。当初、●●●さんが宅地分譲（5区画）及び進入路の目的で転用許可を受け、準備をしていたところ、●●●側より、●●●に来館する会員の専用駐車場が不足しており、申請地が●●●の正面にあることから、購入したいと申入れがあり、駐車場として売却することとなりました。

こちらの申請は、転用目的の変更と事業の承継に係る計画変更承認申請と農地法第5条の許可申請を同時に行うものがございます。

隣接農地の関係ですが、北側と西側と南側は宅地、東側は市道●●●線に接しており隣接農地はありません。

次に土地利用計画図ですが、図面とおり、既存の駐車場が20台分ありますが、新たに軽12台、普通車33台、計45台の駐車場を整備される計画です。

先ほどの写真のとおり、駐車場周囲には危険の無いように、●●●●
●●●●所有の金属製のフェンスで囲い出入口には進入禁止柵を設置される計画です。

用排水計画ですが、雨水は、東側の市道側に勾配を設け、敷地内に整備する側溝を通じて、北側の既存の20台の駐車場の宅地内道路側溝に流下させ、集水桝で受けて市道側の道路側溝に放流し、汚水の発生はないため適当です。

被害防除計画ですが、造成及び地盤改良を行い全面アスファルト舗装により整地を行うため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●●委員をお願いします。

第6番 1月2日に事務局の方2名と、●●●●委員さんと私と、●●●●土地家屋調査士さんの立ち会いのもと、現地調査をいたしました。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この場所は、以前令和4年2月15日に転用許可が出ておりまして●●●●さんが所有をされたということで、5区画を宅地分譲するという計画で転用許可が下りたものでございます。整備しようとして●●●●さんへ話をされましたところ、ちょうど●●●●に駐車場が不足しており、現在離れたところに駐車場を借りており、申請地は●●●●の●●●●の目の前にあり、ちょうど良い場所のため、これだったら●●●●さんが買いたいということになったようで、●●●●さんも承諾されたということで、今回所有権移転の転用許可申請と、後ほど出てきますが、計画変更の申請が出されたものです。写真が配られていますが、●●●●の目の前、左上の写真で、道路の向かい側、今車が止まっていますが、これが申請地でございます、ちょうどその下に全体の写真が載っていますが、その北側に●●●●の駐車場ということで、20台くらいすでにあるのですが、この写真の左側が申請地になっておりまして、40台くらい、できればもっと止められるようです。この土地はすでに更地になっておりまして、あとは整備するだけという状態でございますので、せっかく開発して宅地分譲しようと思われていた●●●●さん自身が了承されておしま

すので、問題はないと思われまますので、ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは続きまして、第2項についてご説明します。

11月2日、●●●委員さん、●●●委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南1.1kmに位置し、過去に農業公共投資の対象となっておらず、周囲を宅地に囲まれた孤立した農地で第2種農地となります。

申請地は、●●●、登記・現況地目ともに畑、面積は351㎡で、隣接する宅地部分の一体利用地を含めた全体面積は387.05㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

位置は、北の方に、●●●の●●●があり、こちらが●●●で、●●●を通ると東側に見下ろせます●●●という集落にある宅地に囲まれた農地です。

こちらが、1枚目の写真が南側から撮った写真です。2枚目、3枚目が北側から撮った写真です。3枚目に映っている家が、今回の譲受人がこのたび農地と一緒に購入して住まわれる予定です。

転用目的は、資材置場と駐車場2台分です。転用者の●●●さんは、このたび隣接地の●●●の宅地と申請地を一括購入されます。転用者は工務店経営の個人事業者ではありますが、資材置場を所有しておらず必要な資材をその都度発注されておられましたが、受注案件の増加に加え、資材置場を保有することで、工期の短縮等が見込

めるため、申請地横に居住し、申請地を資材置場及び駐車場（2台）として利用される計画です。

隣接農地の関係ですが、北側は公衆用道路、東側は水路を挟んで宅地、南側は、このたび分筆された所有者（譲渡人）●●●さんの農地、西側は公衆用道路に接しております。なお、南側の農地については転用後も進入路が確保されておりましたので適当です。

次に土地利用計画図ですが、図面下の西側市道側から進入路を設け、建材置場60㎡、木材置場30㎡の資材置場及び業務用車両駐車場（2台分）として整備される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で、東側の既存用悪水路に放流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、表土を10cm鋤取り、盛土、転圧により整地を行うため土砂等の流出の恐れはなく適当です。

以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきまして、11月2日、事務局2名と、●●●委員さんと私と●●●行政書士さん立会いのもと現地調査をいたしました。内容については、事務局からの説明のとおりでございます。今回申請された●●●にお住いの●●●さんは工務店を経営しておられるということで、●●●さん所有の家を買われるにあたって、隣接の●●●さん所有の畑があって、駐車場や資材置場にしたいということで、申請が出たようでございます。現況ですが、今回購入予定の場所ですが、写真等ございますのでそちらを見ていただくと分間図の図面があると思いますが、一体利用と書いてある部分が、非農地のしるしがしてありますが、左上の●●●さんの家となっておりますが、ここが●●●さん所有の家で空き家になっている状態で、その空き家を買われるにあたって農地も買いたいということでございます。北側がこの地図でいうと上になりますが、西と北が道路、東側が住宅です。南側は、●●●さん所有の畑が残っておりますが、高齢のため、実際何も植えておられない状況でございました。耕作困難という状況でございますので、●●●さんもこの際にも買って

らえるならということで承認をされたようでございます。問題はな
いと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。第2項について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第82号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供
します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 説明いたします。議案は8ページです。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第
18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところによ
り、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければ
ならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要
になります。農用地利用集積計画について、市農政課から諮問があ
りましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では、通常4月1日と12月
1日の年2回、利用集積計画を上程しておりまして、その12月1
日のものになります。

公告は12月1日付となります。

それではお手元にお配りしています、農地中間管理事業による利用
権設定状況（令和4年12月1日）の資料をご覧ください。

申し訳ございませんが、先ほど●●●の計画に関しまして、差し
替えをお願いいたします。閉じてある●●●分は1枚となっておりますが、追加がありましたので2枚となっております。先ほどお配
りしました2枚の集積計画と差し替えていただきますようお願いい
たします。

表の表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用
権設定面積は、表のとおりとなっておりますが、表についても福
栄が追加されたものがあるので、申し訳ございませんが若干修正を

お願いいたします。一番上の表の更新するものの●●●の件数が8件になっておりますが16件で筆数40筆、面積、田んぼが、50,752㎡に変更になります。後ほど、正しいものをコピーしてお配りしたいと思います。

それでは、一番下の合計の数字を読み上げていきます。

12月1日に設定されるものは、新規が、件数12件、筆数25筆、田が35,752㎡、畑が1,695㎡、合計で37,447㎡、更新するものが、件数165件、筆数332筆、田が489,189㎡、畑が30,378㎡、合計で519,567㎡です。

内容については次のページに記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第83号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 議案83号第1項について説明いたします。議案は10ページです。

こちらの計画変更は、先ほどの議案第81号第1項で説明しました、令和4年2月15日付けで農地法第5条許可を行いました農地の計画変更承認申請に関するものです。

変更内容は、転用目的及び事業実施者の変更です。

●●●さんの当初の宅地分譲(5区画)及び進入路の計画を変更し、事業承継者の●●●さんが、駐車場(45台)の整備により、

転用計画を達成しようとするものでございます。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第83号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第84号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第84号第1項について説明いたします。議案は12ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

申請地は、●●●、登記・現況地目は田、面積は359㎡の内1㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●の●●●です。

こちらにつきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し、農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第84号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事 務 局 議案第85号「農地法第18条第6項の規定による通知について」をご説明します。議案は14ページです。

第1項、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積866㎡外1筆で、合計で1,860㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は自己管理の予定です。

第2項、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積2,897㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は別の方と利用権を設定します。

第3項は、本日の3条の議案79号5項の売買のための解約となります。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積3,333㎡外4筆で合計で11,118㎡です。賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。解約後は●●●さんの息子さんが購入予定です。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第85号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議 長 議案第86号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第86号第1項について説明いたします。議案は16ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

11月1日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東に2km位置する、●●●、登記地目は畑、面積は133㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

位置ですが、こちらが、県道●●●号線●●●線で、県道沿いにある小農地です。

申立てによると、申請地は、平成8年に隣接地●●●に建物を新築した際に整備された倉庫及び駐車場の敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないということです。

本調査によると、申請地は、コンクリートブロック造スレート葺平家建の倉庫及びコンクリート舗装の駐車場の敷地として利用されており、農地としての現況をとどめていないため、非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第86号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和4年11月17日

萩市農業委員会会長 片岡 雅雄

委員 原田 知美

委員 寺本 正博